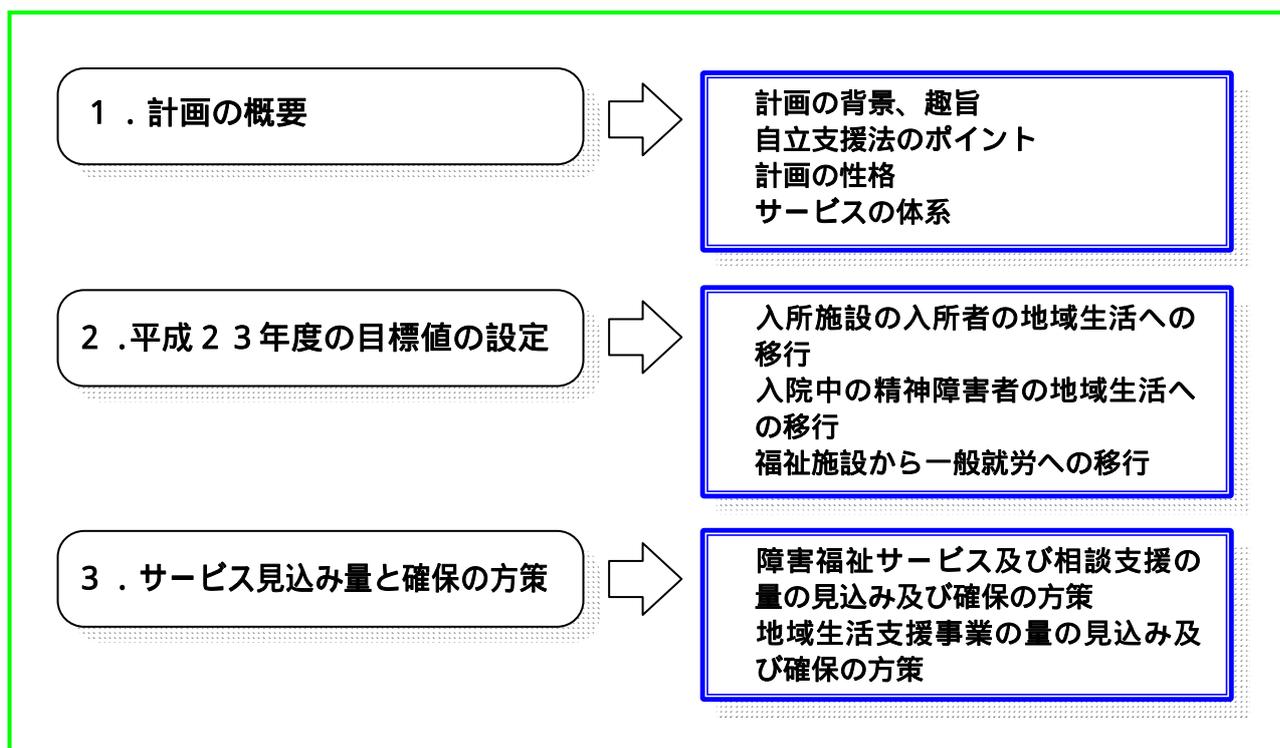


第 3 部 障害福祉計画

第1章 障害福祉計画の概要

第1節 計画の構成（体系）



第 2 節 計画の背景と趣旨

障害のある人への福祉施策について、これまでの流れを振り返ると、平成 15 年度に、社会福祉基礎構造改革の一環として支援費制度が開始され、障害のある人の福祉サービスについては、これまでの措置から障害のある人が自らの選択に基づいてサービスを利用する契約へとサービス形態が移行しました。そして、支援費制度は、サービスの利用者数が飛躍的に増加するなど、障害のある人の地域生活を支えるサービスとして一定の成果を出してきました。しかし、サービス利用が増加傾向にあるにもかかわらず、全国共通の利用のルールがなく、サービスの提供体制が十分でない地方自治体もあり、大きな地域格差が生じたことや、精神障害者の福祉サービスが支援費制度の対象外となっていることが課題となってきました。また、サービス費の増大により、国の財源を確保することが難しくなり、現状のままでは制度を維持することが困難な状況になりました。

そこで、国ではこのような課題への対応を図るため、平成 17 年 10 月に「障害者自立支援法」を成立させ、安定的かつ効率的な制度体制を確保するため障害者福祉施策の抜本的な見直しが行われました。

障害者自立支援法では、障害福祉サービス等の提供の確保を図るため、数値目標やサービス見込み量等を定める「障害福祉計画」を策定することとされています。

京丹後市では、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づく「障害福祉計画」を「障害者計画」と一体的に策定し、障害のある人が地域の中で安心して暮らすことができるよう、総合的な支援体制の確立と障害福祉サービス提供基盤の整備・充実をめざします。

第3節 障害者自立支援法のポイント

増加するサービス利用への対応や障害のある人の地域生活への移行促進を図ることを目的にした「障害者自立支援法」では、安定的かつ効率的な制度体制を確保するため、つぎのような見直しが行われました。

障害福祉サービスの一元化

3 障害（身体、知的、精神）の一元化

障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを提供。

実施主体の市町村への一元化

市町村が福祉サービスの提供に関する事務を一元的に行えるようにするとともに、国と都道府県はそれをサポートする仕組みに改正。

利用者本位のサービス体系に再編

介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の創設

障害者の自立を一層支援するため、「施設」の単位ではなく、機能に応じた「事業」の単位に再編。新体系は、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の3つに再編。

「日中活動の場」と「住まいの場」の分離

入所施設のサービスを日中の活動にかかわるサービス（日中活動事業）と基本的な生活にかかわる居住支援サービス（居住支援事業）にわけ、施設にいても、他の日中サービスを選べるなど、住まいを含め障害者が自分にあったサービスの選択が可能。

地域の限られた社会資源の活用

通所施設などを運営する主体が限られていたが、NPO法人、医療法人なども運営できるよう、規制を緩和。

就労支援の抜本的強化

就労移行支援事業等の創設

障害のある人が地域で自立して生活していくうえで、就労できる環境を整備することが重要であり、障害のある人の就労支援を強化するため、「就労移行支援事業」等の事業を新たに創設。

支給決定の透明化・明確化

客観的な尺度（障害程度区分）の導入

支援の必要度に関する客観的な尺度として、全国一律の障害程度区分を導入。障害程度区分は、サービスの必要性を明らかにするために、障害のある人の心身の状態を総合的に示す区分。

支給決定のプロセスを透明に

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を明確にし、支給決定のプロセスの透明化を図る。

費用をみんなで負担し合う仕組みの強化

サービスの量と所得に着目した負担に

障害者が福祉サービス等を利用した場合に食費等の実費負担や利用したサービス量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な軽減措置を設ける。

国の費用負担を義務づける

福祉サービス等の費用について、市町村に対して国が財政補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改正。

第4節 計画の性格

この計画は、国の示す基本指針（「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）（以下「国の指針」という）にそって、平成18年度から平成20年度までを第1期とし、平成23年度の入所施設の入所者の地域への移行などの目標値の設定や、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量、提供体制の確保に関する方策等を定めるものです。

【定めることとされている事項】

各年度における障害福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
障害福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策
地域生活支援事業の実施に関する事項

第5節 サービスの体系

